

消費者被害速報 NO104

8月 2019年8月

☆7月に起こった不審者・悪質業者の情報です。

○発生日：令和元年7月31日 場所：山科区

被害者：80代 女性

同居の娘が留守中に**郵便局員を名乗る者**から電話あり。
これまで払い込み過ぎていた『料金を返却したい。』
『カードを預かる』という内容。

その後、**郵便局員を名乗る男性が訪問**。カードを渡した。
偶然一緒に話を聞いていた孫が不審に思い娘に連絡。娘から郵便局に電話し、**カードを利用できないように依頼**した。



還付金や返金手続きで職員が訪問することはありません！
『キャッシュカードを預かる』は全て詐欺です！
かんぽ生命不適切契約の見直しに便乗した特殊詐欺が増える可能性があります。電話があった後でも、不安があれば即警察へ！

些細なことでも、皆様の周りで「あれ？」と思うことがありましたら下記まで連絡下さい



高齢サポート・音羽

地域包括支援センター

TEL: 595-8139 FAX: 593-4139

担当: 正金・水川